

## V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価



(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 20-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定されており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 23 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、23 年 5 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

| 計画の名称     | 総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)         |   |
|-----------|---------------------------------------|---|
| 計画の主な規定内容 | ① 評価の実施に関する基本的な方針                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。</li> <li>・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。</li> </ul>   |
|           | ② 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価</li> <li>・ 消費者取引対策の適正化に関する政策評価</li> <li>・ 高齢者、障がい者の移動等の円滑化(バリアフリー)対策に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>   |
|           | ③ 平成 23 年度に実施する評価のテーマ                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価</li> </ul> </li> <li>※ 既に実施中のもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待の防止等に関する政策評価</li> <li>・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>                        |
|           | ④ 評価の実施に関する重要事項                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閣議等の議論を通じた調査の推進に当たっては、調査における確証把握の充実・実効性確保を図るとともに、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップを行う。</li> <li>○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。</li> <li>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承)を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。</li> <li>○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。</li> </ul> |

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 24 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、24 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 20-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 23 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「児童虐待の防止等に関する政策評価」については平成 24 年 1 月に、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については同年 4 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した(これらの概要については、表 20-3-(1)-ア参照)。

その他の 1 テーマ(「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」)については、平成 24 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている(その概要については、表 20-3-(1)-イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 22 年度において評価結果を取りまとめた以下の 1 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている(その概要については、表 20-3-(2)参照)。

| 評価の種類   | 評価の結果の政策への反映件数 | テーマ名              |
|---------|----------------|-------------------|
| 総合性確保評価 | 1              | バイオマスの利活用に関する政策評価 |

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 20-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 23 年度に実施した政策評価テーマのうち、「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

|  |  |
|--|--|
| テ ー マ 名  | 児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)<br>(勧告・公表日:平成 24 年 1 月 20 日) |
| 関係行政機関   | 文部科学省、厚生労働省  |
| <b>評価結果の概要</b>   |  |
| <p>○ 評価の観点<br/>児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果<br/>児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <p>① 児童虐待相談対応件数(以下「虐待対応件数」という。)は増加の一途であること</p> <p>② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後(虐待死)で推移し、減少していないこと</p> <p>③ 当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、iii) 早期対応から保護・支援及び iv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること</p> <p>から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況<br/>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3 歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は 3 歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。<br/>当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成 23 年 7 月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況<br/>ア 関係機関における早期発見に係る取組<br/>調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1 か月以上)を要している事例がみられた。<br/>当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発<br/>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の</p> |  |

- 中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。
- (3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況
- ア 児童相談所及び市町村における対応体制等
- (ア) 虐待対応件数等の報告  
児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。
- (イ) 児童相談所及び市町村における対応体制  
児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。
- (ウ) 児童相談所と市町村の役割分担  
全 1,750 市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが 1,253 市町村 (71.6%) となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。
- イ 安全確認の実施  
調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに 3 日以上要した事例も一部みられた。  
当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成 22 年 8 月に通知を、9 月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。
- ウ 児童及び保護者に対する援助等
- (ア) 一時保護所の整備  
調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が 9 割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員 O B 等が配置されていないところがみられた。
- (イ) 保護者に対する援助  
保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや、②アセスメント (調査) が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ①の割合が、悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。  
また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。  
当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。
- (ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携  
入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。
- (エ) 死亡事例等の検証  
都道府県等において、過去に社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (以下「事例検証委員会」という。) の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。
- エ 社会的養護体制の整備
- (ア) 児童養護施設等の整備  
子ども・子育て応援プラン (平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定) における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。  
情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。
- (イ) 里親委託の推進  
認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聞かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。  
また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。  
さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里

親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

○ 勧告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。（厚生労働省）

② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。（文部科学省及び厚生労働省）

ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。（厚生労働省）

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。（厚生労働省）

② 平成22年8月に発出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。（文部科学省）

イ 早期発見に係る広報・啓発の充実

児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。

また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。（以上、厚生労働省）

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進

ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等

(ア) 虐待対応件数の適切な把握・公表  
都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないように、記入要領等を見直すこと等によりの確な虐待対応件数等を把握・公表すること。（厚生労働省）

(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上  
都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。（厚生労働省）

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化

都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。（厚生労働省）

イ 速やかな安全確認の実施

① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。

② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。（以上、厚生労働省）

ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化

(ア) 一時保護所の充実

① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。

② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。（以上、厚生労働省）

(イ) 保護者に対する援助の充実・強化

① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。



また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。

- ② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。  
(以上、厚生労働省)

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進

都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。  
(厚生労働省)

(エ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進

都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。  
(厚生労働省)

エ 社会的養護体制の整備の推進

(ア) 児童養護施設等の整備の推進

① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。

② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。  
(以上、厚生労働省)

(イ) 里親委託の推進

里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。  
(厚生労働省)

(4) 関係機関の連携強化

要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。  
(厚生労働省)

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

|  |  |
|--|--|
| テーマ名   | 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価）<br>(勧告・公表日：平成24年4月20日) |
| 関係行政機関   | 法務省、文部科学省  |
| <b>評価結果の概要</b>   |  |
| <p>○ <b>評価の観点</b><br/>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ <b>評価の結果</b><br/>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法制度改革推進計画が閣議決定された平成13年度から23年度までの間に法曹人口が1.6倍に増加している（平成13年度2万1,864人→23年度3万5,159人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と司法試験、司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が施行されたが、それらの連携については、法務省、最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成18年から23年までの間に、1万1,105人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者からも3,860人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加などの国民の法的サービスへのアクセスの改善の基盤整備等の効果がみられる。</p> <p>一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、今回の調査により、以下のような課題がみられる。</p> <p>i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指すとされているが、22年の合格者数は2,133人、23年は2,069人と目標達成率は7割未満となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の2,000人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これによりOJTが不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数に関しては、これまでのところ目標値についての検討はされていない。</p> <p>ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、目標値（例えば約7～8割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても未修者が受験開始した平成19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は既修者が35.4%であるのに対し未修者は16.2%となっている。</p> <p>iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成21年度から、法科大学院に対し、入学選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。</p> <p>しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。</p> <p>文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化に自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学人数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学人数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学人数に見合った定員削減が困難な法科大学院が</p> |  |

生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、文部科学省告示において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、未修者のみの削減や未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。

- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル（第2次修正案）が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、既修者に比べて未修者は質の確保の観点で課題がみられる。未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

- v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が支出されており、文部科学省は、平成24年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2倍未満）及び司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）の2つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、未修者の司法試験合格率が既修者に比べて低いことが、未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争性や教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

- vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われており、これについて、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報の提供がされているが、採点実感到法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

- vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院に

において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

## ○ 勧告

### 1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。(法務省)

### 2 法科大学院教育

#### (1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。(文部科学省)

#### (2) 入学者の質の確保

##### ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。(文部科学省)

##### イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。(文部科学省)

##### ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。(文部科学省)

##### エ 多様性の確保

多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。(文部科学省)

#### (3) 修了者の質の確保

##### ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。(文部科学省)

##### イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。(文部科学省)

##### ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。(文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。  
(文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。  
(法務省)

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。  
(文部科学省)

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

イ 次のテーマについては、平成24年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>テーマ名</b>   | ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価） |
| <b>評価計画の概要</b>  |                                  |
| <p>○ <b>目的</b></p> <p>平成19年12月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民が一体となって、労働時間等の設定改善、多様な働き方の推進、パート労働者の均衡待遇の推進、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の推進などの取組を行うこととされた。</p> <p>また、平成22年6月、同会議において、新たな合意に基づく新たな憲章及び行動指針が決定された。これらの中で、平成32年に「男性の育児休業取得率13%」、「第1子出産前後の女性の継続就業率55%」、29年に「保育サービスを提供している割合44%」や27年に「在宅型テレワーカーの数700万人」等が数値目標として設定し直されるとともに、女性が育児休業を取得しやすい環境の整備と就業率の向上、男性の子育てへの関わりの支援促進（改正育児休業制度等の活用促進、学習機会の提供等）などの取組も新たに行うこととされた。</p> <p>一方、平成17年4月、改正育児・介護休業法（平成16年法律第160号）が施行され、パートタイム労働者も一定の要件を満たす場合には育児休業を取得することができるようになった。さらに、平成22年4月には、改正育児・介護休業法（平成21年法律第65号）が施行され、父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業の再取得などが実現した。</p> <p>このような取組にもかかわらず、男性の育児休業取得率は平成19年の1.56%に対し21年は1.72%、保育サービスの提供割合は20年の21.0%に対し22年は22.8%となっており、また、育児休業制度のある事業所のうち、有期契約労働者の取得要件を定めている割合は20年で64.4%となっている。</p> <p>この政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ <b>主な調査項目</b></p> <p>① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ <b>調査等対象機関</b></p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等</p> |                                  |

## (2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 22 年度に評価の結果を取りまとめた「バイオマスの利活用に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりである。

|        |   |
|--------|---|
| テーマ名   | バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）<br>(勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日) |
| 関係行政機関 | 総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省                         |

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。  
2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

| 政策の評価の観点及び結果 |  |
|--------------|--|
| ○ 評価の観点      | バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価   |
| ○ 評価の結果      | <p>平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。</p> <p>しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。</p> <p>(1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定</p> <p>① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。</p> <p>② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。</p> <p>(2) 政策全体のコストや効果の把握</p> <p>① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことを規定しているが、数値目標の達成度の把握が不十分。</p> <p>② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。</p> <p>(3) バイオマスタウンの効果の検証等</p> <p>総合戦略では、バイオマスタウンの構築を重要施策と位置付け、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。</p> <p>(4) バイオマス関連事業の効果の発現状況</p> <p>① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。</p> <p>② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。</p> <p>(5) バイオマスの利活用による CO<sub>2</sub> の削減</p> <p>① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO<sub>2</sub> 収支を把握しているものは 3 施設。</p> <p>② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO<sub>2</sub> 削減が見込まれているが、当省の試算によると、CO<sub>2</sub> 収支等 4 項目のいずれの試算項目においても CO<sub>2</sub> 削減効果が発現していないものあり。</p> |

※ 下表は、平成 23 年 11 月 24 日に総務省、文部科学省及び国土交通省、同年 11 月 25 日に経済

産業省及び環境省、同年12月9日に農林水産省がそれぞれ回答したものについて、24年3月末現在で補正したものである。

| 勧告   | 政策への反映状況   |
|--|--|
| <p><b>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</b></p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。</p> | <p><b>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</b></p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号。以下「基本法」という。）に基づくバイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本法第20条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現するための目標を設定している。</p> <p>具体的には、i) 政府として、1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減する目標を掲げていること、ii) エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、バイオ燃料については、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこととされたこと等を踏まえ、10年後の2020年を目標年として、新規施策の導入等によって達成が可能となる意欲的な目標を設定することとし、基本法第33条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進会議における議論を経て、以下の数値目標を設定している。</p> <p>i) 個々のバイオマスの賦存状況や今後の技術向上等を踏まえ、バイオマスの利用率向上等を促し、約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>ii) 全市町村の約3分の1に相当する600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定</p> <p>iii) バイオマスを活用した約5,000億円規模の新産業の創出</p> <p>それぞれの目標数値の算出方法の考え方は以下のとおりである。なお、今後数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>(1) 約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>各府省が把握している2009年におけるバイオマス種類の乾重量ベースの発生量（湿潤量の場合は合わせて含水率を把握）と炭素割合を用いて炭素換算での賦存量を計算し、その結果に2020年の目標利用率を乗じて利用量を求め、これを積み上げた。</p> <p>(2) 600市町村における推進計画の策定</p> <p>これまでバイオマスタウン構想を策定した約300市町村についてはバイオマス活用推進計画に移行を促すとともに、今後も自治体レベルでの取組を各種施策等により減速させないことを前提として、2020年までの10年間にほぼ同数の市町村がバイオマス活用推進計画を策定するものとして計算を行った。</p> <p>(3) 約5,000億円規模の新産業</p> |



| 勧告   | 政策への反映状況  |
|--|---|
| <p>② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。<br/>(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>   | <p>バイオマスを活用した新産業は、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示した農山漁村における 6 兆円規模の新産業の一部を構成するものであることから、その目標規模は、新成長戦略で新産業を算定した産業分野のうちバイオマスに関連の深い石油系燃料、ガス、発電、プラスチック等の分野において一定程度の市場を新規開拓又は代替するものとして算出した。</p> <p>② 基本計画において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、政策全体の効果を把握できる数値目標を設定しており、この目標に即して、適時、効果を把握する。<br/>また、基本計画に基づき、実現すべき成果目標等を明らかにしたロードマップを作成することとしていることから、この中で施策段階の効果を把握する指標の設定を検討していく。<br/>なお、東日本大震災や原発事故が発生したことで、政府全体としてエネルギー政策の見直しが本格的に議論されているところである。今後、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を踏まえつつ、ロードマップの作成に対応する。</p> |
| <p><b>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</b><br/>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み（把握時期、具体の把握方法等）を構築すること。</p> <p>② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。<br/>また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。<br/>(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> | <p><b>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</b><br/>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】<br/>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本計画において、適時、設定した目標の達成状況の調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表することとしている。なお、達成状況の調査手法等については、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を見ながら、関係省が連携して検討していく。</p> <p>② また、関係省の実施する政策のコストや効果等の的確な把握手法についても、同様に関係省が連携して検討していく。<br/>検討結果を踏まえて、コスト等の点検を行い、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議の議論を経て平成 23 年度結果から毎年度公表する予定である。</p>                                   |

| 勧告   | 政策への反映状況   |
|--|--|
| <p><b>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</b></p> <p>関係省は、バイオマスタウンに関する政策(バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画)を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況(取組の進捗状況)、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。</p> <p>② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。</p> <p>③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。</p> <p>(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> | <p><b>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</b></p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① 都道府県や市町村が市町村バイオマス活用推進計画を定期的・自主的に検証するための参考情報として、市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアルを作成することとしている。その作成に当たり、全国におけるバイオマスタウンの変換技術別の取組状況を踏まえ、取組効果の評価に必要な指標の整理を行うとともに、取組効果の発現状況等を現地ヒアリングにより確認し、その結果を踏まえて各種指標ごとの評価手法の検討・整理を行った。</p> <p>② 都道府県バイオマス活用推進計画及び市町村バイオマス活用推進計画の円滑な策定及び実施に資するよう、都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項を作成し、平成23年1月26日に農林水産省ホームページに掲載した。</p> <p>③ 市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案を、平成23年5月27日に農林水産省ホームページに掲載した。今後、この骨子案及び②の留意事項を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、平成24年夏までに、計画のフォローアップと事後評価を含む都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画を作成する際の指針を策定・公表するとともに、成功事例等における課題を解決するための技術情報を提供する。</p> |
| <p><b>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</b></p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的</p>   | <p><b>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</b></p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマス関連事業の事業効果等については、ロードマップに照らして効果の把握・検証が行われることから、ロード</p>   |

| 勧告  | 政策への反映状況   |
|---|--|
| <p>確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。</p> <p>② バイオマス関連事業について、</p> <p>i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、</p> <p>ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。</p> | <p>マップの策定作業と併行して、バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に事業効果を把握・検証する仕組みを構築する。</p> <p>② バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、事業効果を把握・検証する仕組みについて事業実施要綱等へ明記する方向で検討するなど、事業効果の実現性を高める取組を行う。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。<br/>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成 24 年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成 24 年度中に事後評価を、「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成 26 年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成 24 年度中に中間評価及び平成 26 年度中に事後評価をそれぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定。</li> <li>戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成 20 年度採択のバイオマス関連研究課題（3 件。平成 22 年度に 1 件、平成 23 年度に 1 件がそれぞれ研究を終了。もう 1 件は平成 25 年度終了予定）のうち平成 23 年度に継続していた課題 2 件は、平成 23 年度に研究の進捗状況・研究成果の現状と今後の見込みに関する中間評価を実施しており、評価結果は平成 24 年 3 月 28 日に公表された。また、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。</li> </ul> <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設導入に係る事業への原因分析として、これまでの実施地区について、資金調達、原料調達及び製品の利用・販売等の様々な観点からの分析を行ってきたが、平成 23 年度においては、行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ継続事業以外の予算計上を見送ったこと、新規案件の採択を全く行わなかったため一旦採択された案件のみとなったことから、分析結果を関連事業の実実施要綱等に反映することはしなかった。</li> </ul> <p>今回行った分析結果を生かすため、今後、施設導入に係る事業を実施する場合には、その内容を確実に事業実施要綱等に盛り込んでいく。</p> |

| 勧告 | 政策への反映状況  |
|----|---|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術開発に係る事業については、成果が普及に及ぶ技術開発を促進していくとともに、開発した技術を着実に普及・実用化する観点から、平成 23 年 1 月に「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改正し、技術の実用化を促進するための仕組みの改善を行った。具体的には、事前評価、終了時評価等の各段階における研究開発に係る数値目標及びロードマップの作成、評価委員会における民間有識者の割合の拡大（現行 1 割→2 割）、評価結果の予算等への反映の厳格化等の見直しを行ったところである。</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。</li> <li>・ セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（セルロース系資源作物の栽培からエタノール生産に至る一貫生産システムの開発）において、年 2 回、有識者による評価委員会を開催し、事業の方向性や継続可否等につき審議する中間評価を実施し、事業効果の実現性を担保した。</li> <li>・ 「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（食糧生産活動に影響しない原料を用いた次世代技術の開発と既存技術の高効率化を目指した実用化技術の開発を行う）」において、平成 24 年 2 月、22 年度採択の 9 件のうち、ステージゲート（事業開始後の 2 年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な 5 件のみを継続案件とした。これにより、事業効果の実現性を高めた。</li> <li>・ バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発（より多くの CO<sub>2</sub> を固定できる樹木の効率的生産に結び付くバイオマーカー（遺伝子情報等から生物の特性を把握するための指標）を研究）において、事業終了後、得られた成果を海外植林事業で活用し、実用化に結び付ける仕組みを構築した。</li> </ul> <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水汚泥バイオマスのエネルギー利用等の高効率化を図り、建設コストの大幅な削減やエネルギー効果促進を実現する革新的技術について、実規模レベルでの実証実験（下水道革新的技術実証事業）を平成 23 年度より展開しているところ（平成 23 年度は大阪市と神戸市にて実施）。本事業においては、公募時に「技術の普及展開戦略」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択している。また、実証事業の実施に当たっても、上記委員会で成果の評価を行うこととしている。さらに、成果をガイドラインとして取りまとめ、全国の下水処理場への</li> </ul> |

| 勧告   | 政策への反映状況   |
|--|--|
| <p>③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。<br/>(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> | <p>導入を促進することとしている。</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、「バイオマス熱利用設備」が対象となっており、LCA（注）において50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件としている。また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」、「事業性の評価」、「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを求めている。<br/>(注) ライフサイクルアセスメント。バイオマス利活用システムの全ての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価する手法。</li> <li>廃棄物エネルギー利用施設の整備事業の取扱要領には、「交付の対象となる施設の要件」において、「地球温暖化防止効果が十分に高いこと」、「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」と明記している。</li> <li>地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施）においては、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とするとともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。<br/>また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。</li> </ul> <p>③ 現段階における関係省のバイオマス関連事業の見直し等今後の方針に係る取組内容は以下のとおり。<br/>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他省の事業との重複を避ける観点について、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、基本計画との整合性を取りつつ、必要に応じ関係行政機関とともに検討していく。</li> </ul> <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス関連事業については、行政刷新会議の事業仕分けにおいても抜本的な見直しを求められていることも踏まえ、基本計画の目標達成・推進の観点から事業の重点化・見直しを行った。<br/>なお、他省の事業との重複を避ける観点については、行政事業レビューの事業点検の過程において、類似事業との役割分担を確認する項目があることから、この項目の確認体制を通じて点検していく。</li> </ul> |

| 勧告   | 政策への反映状況  |
|--|---|
|  | <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、平成20年5月に策定された、社会還元加速プロジェクトロードマップや、総合科学技術会議・社会還元タスクフォース等での指摘を踏まえ、更なる各省連携を図ることとした。また、平成24年2月10日から議論を開始した「バイオマス事業化戦略検討チーム」においては、今後のバイオマスの利活用の在り方につき、事業の効率化を如何に図っていくか各省が連携し検討している。</li> </ul> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画において、廃棄物バイオマスのエネルギー利用や未利用バイオマスの利用推進が掲げられており、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物として処理されていた廃棄物系バイオマスの利用を図る先進的な事業の採択を進めていく方針である。また、平成22年度に実施された事業仕分け第3弾にて「例えば、廃棄物熱回収施設は高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮すること。」という指摘を受け、対象事業をより高効率なエネルギー利用施設に限定するとともに、平成23年度の予算の見直しを行っている。</li> </ul>   |
| <p><b>(5) バイオマスの利活用によるCO<sub>2</sub>削減効果の明確化</b><br/> 関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO<sub>2</sub>収支等を把握する仕組みを構築すること。</p> <p>② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO<sub>2</sub>収支や、国費とCO<sub>2</sub>削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。<br/> (農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> | <p><b>(5) バイオマスの利活用によるCO<sub>2</sub>削減効果の明確化</b></p> <p>【農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマスの利活用におけるCO<sub>2</sub>の削減効果について、LCA手法により的確に把握できる手法の確立を引き続き推進する。併せて、LCA手法確立までの間、既存の把握例も参考にしながら、関係省が連携してCO<sub>2</sub>収支等の把握方法を検討する。</p> <p>② 関係省が連携してCO<sub>2</sub>収支等の把握方法を検討した上で、合意のとれたものから平成24年度以降のバイオマス関連の施設導入に係る補助事業について、交付決定時の審査事項に盛り込むことを検討する。<br/> また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。<br/> (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金(平成23年度新規事業)では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO<sub>2</sub>削減効果等について</li> </ul> |

| 勧告 | 政策への反映状況   |
|----|--|
|    | <p>の検討結果（平成 22 年 3 月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンのCO<sub>2</sub>排出量に比較して削減水準が 50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告）が反映されている。</p> <p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者が L C A の観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用することを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関する L C A ガイドライン」を平成 22 年 3 月に作成した。現在、バイオマスガス及びバイオマス発電についても、ガイドラインを作成しているところ。</li> </ul> <p>地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に当該ガイドラインを参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、L C A において温室効果ガス削減率が 50%以上と想定されることを応募の条件としている。</p> <p>また、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、L C A において 50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。</p> |

（注）評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 20-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成 24 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて、各行政機関からの補足説明をも踏まえて点検を実施した。対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 165 件であり、平成 23 年 11 月 8 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、149 件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

これらの課題を踏まえ、今後、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について分析・説明を充実させるとともに、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘されたものについて、評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要である。さらに、補足説明のような内容は可能な限りあらかじめ評価書に盛り込むとともに、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図る必要がある。

(ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<有効性（費用対効果）の説明が不十分>

- 税収減を是認するような有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であるが、大半の評価では、費用対効果の分析・説明が不十分であった。

例 1 税収減を是認する効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明しているもの

例 2 税収減を是認するような効果（費用対効果）は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明しているもの

例 3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるもの

<適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分なものがある。
- 租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分なものがある。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>



- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものがある。

(ウ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

<他の政策手段と比較した説明が不十分>

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段を採ることが必要かつ適切であることの説明が不十分なものがある。

<他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分なものがある。

## イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が適切に実施されているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、10の行政機関に係る111件であり、随時、点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、85件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

- 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。  
また、定性的記述により分析されている評価について、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案にベースラインの内容が記載されている評価について、ベースラインとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

## ウ 公共事業に係る政策評価の点検

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、以下のとおり、点検を実施した。

(ア) 平成22年度の政策評価の点検

a 点検結果

対象とした政策評価は、4の行政機関に係る11事業124件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成23年8月26日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した（注）。

点検の結果、個別に課題を指摘した評価は52件であり、また、簡易水道等施設整備事業、砂防事業、住宅市街地総合整備事業、都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）及び一般廃棄物処理施設整備事業については、事業ごとに共通する課題も指摘した。

各行政機関においては、これらの指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

（注） 公共事業に係る政策評価の点検結果は、例年、年度末に公表しているが、平成23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、平成22年度の点検結果の通知・公表はこの時期になった。

表 課題を指摘した政策評価の件数及び指摘に対する各行政機関の対応

（単位：件）

| 行政機関名 | 事業名  | 点検対象とした評価件数 | 個別の評価に対する指摘 |                |           |          | 共通課題の指摘 |
|-------|--|-------------|-------------|----------------|-----------|----------|---------|
|       |  |             | 課題を指摘した評価件数 | 指摘に対する各行政機関の対応 |           |          |         |
|       |  |             |             | 評価書の修正・再度評価を実施 | マニュアルの改定等 | 今後、改善を検討 |         |
| 厚生労働省 | 簡易水道等施設整備事業  | 29          | 4           | 1              | 3         | —        | ○       |
| 農林水産省 | 国営農地再編整備事業<br>国営総合農地防災事業<br>直轄海岸保全施設整備事業<br>森林環境保全整備事業 | 18          | 8           | 8              | —         | —        | —       |
| 国土交通省 | 砂防事業   | 14          | 6           | 4              | 2         | —        | ○       |
|       | 都市・幹線鉄道整備事業  | 11          | 7           | 6              | —         | 1        | —       |
|       | 住宅市街地総合整備事業<br>都市再生推進事業                                | 28          | 7           | 6              | —         | 1        | ○       |
|       | 住宅市街地基盤整備事業  |             |             |                |           |          | —       |
| 環境省   | 一般廃棄物処理施設整備事業  | 24          | 20          | 20             | —         | —        | ○       |
| 合計    |  | 124         | 52          | 45             | 5         | 2        | —       |

b 課題

各行政機関に指摘した課題の類型は、以下のとおりである。

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等がある
- ② 分析が事業内容や地域の実情に即していない
- ③ 需要予測等に疑義がある
- ④ 評価書における記載が不十分であり評価内容が不明
- ⑤ 費用対効果分析の実施に当たって設定されている代替案に疑義がある
- ⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある
- ⑦ 便益として計上すること／しないことに疑義がある
- ⑧ 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ⑨ 費用として計上すること／しないことに疑義がある
- ⑩ 計上する費用の算出過程に疑義がある

また、平成22年度の点検において、事実関係を把握・整理した結果見いだされた一般的な課題を整理すると、以下のとおりである。

<費用対効果分析マニュアルについて>

平成22年度に点検した公共事業に係る政策評価の費用対効果分析マニュアルの中には、

- ① そもそも策定から長期間にわたって改定されておらず、現行の制度に対応したものとなっていないもの
- ② 公共事業の採否や継続を判断するための比較対象として想定する、「本事業を実施しない場合」や「代替案を採用する場合」についての記載が不十分であるものなどがみられた。

したがって、費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないか、必要な見直しを常に行うことが求められる。

<費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項>

今回点検した個々の公共事業に係る政策評価の中には、

- ① 事業を実施することによって発生する効果とは考えられない効果を便益として計上しているもの
  - ② 事業の実施に必要な費用が計上されていないもの
- など、計上されている便益及び費用について疑義があるものが数多くみられた。

これらは、公共事業の採否や継続を判断するための重要な指標となる費用便益比(B/C)を直接変動させるものであるため、費用対効果分析を行うに当たっては、(i) 計上すべき便益及び費用が全て計上されているか、(ii) 計上すべきでない便益及び費用が計上されていないかについて、十分留意する必要がある。

(イ) 平成23年度の政策評価の点検

a 点検結果

対象とした政策評価は、3の行政機関に係る10事業51件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成24年3月30日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、個別に課題を指摘した評価は11件であり、また、土地改良事業、河川事業（総合水系環境整備事業）、土地区画整理事業及び都市公園事業については、事業ごとに共通する課題も指摘した。

各行政機関においては、これらの指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

表 課題を指摘した政策評価の件数及び指摘に対する各行政機関の対応

(単位：件)

| 行政機関名 | 事業名        | 点検対象とした評価件数 | 個別に課題を指摘した評価件数 | 各行政機関の今後の対応 |          |                      |
|-------|------------|-------------|----------------|-------------|----------|----------------------|
|       |            |             |                | 評価書の修正・再度評価 | 今後、改善を検討 | 共通事項として対応(マニュアルの改定等) |
| 農林水産省 | 土地改良事業     | 14          | -              | -           | -        | ○                    |
|       | 民有林補助治山事業  | 1           | -              | -           | -        | -                    |
|       | 特定漁港漁場整備事業 | 2           | 2              | 2           | -        | -                    |
|       | 水産資源環境整備事業 | 2           | 1              | 1           | -        | -                    |
| 経済産業省 | 工業用水道事業    | 5           | 2              | 2           | -        | -                    |
| 国土交通省 | 河川事業       | 14          | -              | -           | -        | ○                    |

|  |          |    |    |    |   |   |
|--|----------|----|----|----|---|---|
|  | 港湾整備事業   | 2  | -  | -  | - | - |
|  | 土地区画整理事業 | 2  | -  | -  | - | ○ |
|  | 下水道事業    | 3  | 3  | 3  | - | - |
|  | 都市公園事業   | 6  | 3  | 2  | 1 | ○ |
|  | 合計       | 51 | 11 | 10 | 1 | - |

b 課題

各行政機関に指摘した課題の類型は、以下のとおりである。

- ① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある
- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ③ 計上する費用の算出過程に疑義がある
- ④ 評価結果に関する説明が不十分である
- ⑤ 需要予測等に疑義がある
- ⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある
- ⑦ 費用として計上しないことに疑義がある

エ 平成19年度重要対象分野のフォローアップ

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）においては、平成19年度に政策評価の重要対象分野とされた、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策について平成20年度に審議が行われた。その結果、関係行政機関による政策評価について、評価結果及び政独委が認識した課題が取りまとめられ、平成20年11月26日に総務大臣に対し答申された。

これらの政策に関して平成22年度に行われた関係行政機関の政策評価等について、答申において示された課題への対応状況のフォローアップを21年度に続き実施し、23年5月30日にフォローアップ結果を関係行政機関に通知し、公表した。